

吹田市水道部公告第49号

変更認可申請書作成業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年7月19日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 変更認可申請書作成業務
- 2 業務場所 吹田市内一円
- 3 履行期間 令和4年8月31日から令和6年3月15日まで
- 4 業務種類 土木設計
- 5 業務概要
淀川表流水及び地下水源新設に伴う取水地点の変更並びに給水人口の増加等に係る、事業の変更認可に必要な一切の申請書類作成及び関係機関との調整等
- 6 最低制限価格 設定しない
- 7 入札回数 2回までとする
- 8 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。
- 9 契約の保証
落札者は、次の（1）から（5）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

10 支払条件

前払い 無し
部分払い 有り

11 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に市内業者（本市の資格者名簿に市内本店で登載されている者をいう。）又は準市内業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。）として登載されており、参加希望業種が土木設計であること。前記以外の業者として登載されている場合は、参加希望業種の希望順位1位が土木設計であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（建設省告示第717号）第2条第1項で「上水道及び工業用水道部門」に登録があるもの。
- (4) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）が発注し、平成24年度以降に完了した給水人口5万人を超える上水道事業に係る事業認可（変更認可を含む）申請書作成業務を元請として履行（設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。）した実績がある者であること。
- (5) 直接雇用し、次のいずれかひとつに該当する者を管理技術者として配置できること。（入札参加資格確認申請日において3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
 - ア. 技術士法による二次試験のうち技術部門を「上下水道部門（旧水道部門を含む。）」（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ. 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ウ. （一社）建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（登録部門を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。
- (6) 直接雇用し、前記（5）の条件のうちいずれかひとつに該当する者を照査技術者として配置できること。（入札参加資格確認申請日において3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
 - ※なお、管理技術者と照査技術者とは兼務することはできない。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (8) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受け

- ていない者であること。
- (9) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (10) 共同企業体による参加者でないこと。

12 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類
- ア. 入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)
- イ. 11 入札参加資格者の(4)の要件を満たす業務実績を有することを証する契約書等の写し
- ウ. 建設コンサルタント登録証明書の写し
- エ. 配置予定技術者の資格者証の写し
- オ. 配置予定技術者を直接雇用していることが確認可能なもの
- (3) 申請書等の提出
- ア. 提出期間
- 令和4年7月19(火)から令和4年8月4日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)
- イ. 提出場所
- 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)
- 電話 (06) 6384-1253
- メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp
- ウ. 申請書等の取得方法
- 申請書及びその他の入札関係書類については、吹田市水道部のホームページ(ホーム>事業者>水道部契約・入札情報>一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)情報>同公告様式 以下「水道部ホームページ」という。)からダウンロードすること。
- エ. その他
- (ア) 申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書等は、返却しない。
- (ウ) 申請書等の提出は電子メール(送信後は電話により到着確認を行うこと)、持参又は郵送(配達記録の残るものに限る。)によるものとし、(3)アに記載する期間内に必着のこと。
- (4) 入札参加資格の確認の結果は、令和4年8月9日(火)までに、申請者に電話連絡したうえで、電子メールにて通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して同様に通知する。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- (6) 資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置を受けることがある。
- (7) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

13 入札説明会 入札説明会は開催しない

14 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和4年7月19日(火)から令和4年7月27日(水)午後4時まで、件名を「質疑 変更認可申請書作成業務」とし、電子メールにより受け付ける。送信後は電話により到着確認を行うこと。

質疑書の様式(様式2)は水道部ホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「12 入札参加資格確認申請手続(3)イ」のとおり。

(2) 回答期日

令和4年7月29日(金)までに、質疑の回答を水道部ホームページに掲載する。なお、質疑がない場合もその旨掲載する。

15 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時 令和4年8月24日(水) 午前11時(時間厳守)

(2) 入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 第二別館2階 研修室
代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式4)また、入札書(様式5)を水道部ホームページからダウンロードし、使用すること。

16 入札方法

(1) 郵送、宅配、電子メール、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

17 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届(様式3)を提出するものとする。

入札辞退届の様式は、水道部ホームページからダウンロードすること。

18 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

19 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した

入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「11 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

20 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は内訳書を提出すること。

21 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式6）を提出すること。

22 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア. 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ. 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ. 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ. 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

23 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。
契約予定日は令和4年8月31日（水）とする。

24 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

25 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 本公告の内容について変更の必要が生じた場合は、水道部ホームページへ提示するの

で、入札参加者は適宜、確認のこと。

26 問い合わせ先

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

電話 （06）6384-1253（直通）